

令和 7 年度版 米原市スマートエコハウス普及促進補助金 簡易確認表

項目	新築住宅	既存住宅	交付要件
(1) 住宅用太陽光発電システム 〔補助金額：4 万円〕	○	○	・発電容量が 2 kW 以上、10kW 未満（増設の場合においては、増設分が 2 kW 以上、既設分との合計が 10kW 未満）のシステムであること。
(2) 高効率給湯器（エネファーム） 〔補助金額：6 万円〕	×	○	・既存の給湯器からの交換であること（新築住宅への設置は対象外）。 ・一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が登録した機器であること。
(3) 高効率給湯器（エネファーム以外） 〔補助金額：2 万円〕	×	○	・既存の給湯器からの交換であること（新築住宅への設置は対象外）。 ・日本冷凍空調工業会が作成する J R A 規格に基づく年間給湯効率が 3.1 以上であることまたは日本工業規格 J I S に基づく年間給湯保温効率もしくは年間給湯効率が 2.7 以上であること。
(4) 蓄電池 〔補助金額：4 万円〕	○	○	・太陽光発電と併せて設置する、または既設の太陽光発電を備えていること。 ・太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの ・J I S 規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 ・蓄電容量（複数台の場合はその合計）が 1 kWh 以上かつ定格出力が 500 W 以上であるもの ※（一社）環境共創イニシアチブ（S I I）の登録製品も可
(5) V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム） 〔補助金額：2 万円〕	○	○	・太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。 ・太陽光発電と併せて設置する、または既設の太陽光発電を備えていること。 ※（一社）次世代自動車振興センターの V2H 放充電設備補助対象機器も可
(6) 太陽熱利用システム 〔補助金額：2 万円〕	○	○	・以下のいずれかを満たすこと。 (ア)導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 (イ)導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 (ウ)停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ・太陽光発電システムは、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。 ・J I S 規格に準拠しているもの、または一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L 部品）に認定された機器であること。
(7) 置き配ボックス 〔補助金額：対象経費の 1/2 以内 上限 1 万円〕	○	○	・受取人が不在時の運送業者による宅配物の宅配および受取人による宅配物の受取が可能であること。